

清水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年清水町条例第28号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義)            第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。            (1)～(22) (略)            (23) 特定地域型保育事業 <u>法第43条第2項</u>に規定する特定地域型保育事業をいう。            (24)～(29) (略)</p>	<p>(定義)            第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。            (1)～(22) (略)            (23) 特定地域型保育事業 <u>法第43条第3項</u>に規定する特定地域型保育事業をいう。            (24)～(29) (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。